

# 福岡市屋台基本条例

前福岡市総務企画局企画調整部企画課長

白井 智彦

## 1 はじめに

福岡市は、豊かな食文化や歴史資源を有し、また、広域交通ネットワークが充実し、都市部を中心に都市機能がコンパクトに集積した都市である。昨年には人口が150万人を突破し、あと20年間は人口が増え続けるという推計がなされる全国でも珍しい都市で、安全・安心で質の高い暮らしと、経済的な成長のバランスがとれた都市づくりに取り組んでいる。

## 2 福岡の屋台

福岡市内の天神や博多などでは、夜になると、道路や公園といった公共空間に屋台が並

び、まちが昼間とは全く違った顔を見せる。そして、屋台は、市民だけでなく、国内外からの観光客や出張者を集め、皆がその灯りの下で肩を寄せて語り合い、楽しんでいる光景をつくり出している。

屋台は、戦後の混乱の中で生まれ、いわゆる闇市をルーツにしたものと言われている。以前は、福岡市だけでなく全国各地で見られたが、現在、約135軒もの屋台が公共空間で営業を行っているのは福岡市だけである。そして、このことが屋台に希少性を生み、そのレトロな雰囲気と相まって、市民や観光客に親しまれるようなまちの魅力を生み出している。実際、平成23年に福岡市が行ったアンケートでも、65%以上の市民、70%以上の



福岡の屋台

福岡市では、福岡独自の魅力となっている屋台営業に係る市の施策の基本的事項を定める福岡市屋台基本条例が制定された（条例第43号として平成25年7月1日に公布、一部を除き同年9月1日から施行）。条例には、市、屋台営業者、利用者それぞれの責務が明記され、屋台が市民、地域住民及び観光客に親しまれ、福岡のまちと共生する持続可能な存在となることを目指す。

観光客が屋台の存続に肯定的であるという結果が出ている。

一方、屋台があることは、いい面ばかりではない。公共空間を利用するに当たっては、道路の通行阻害や、騒音・悪臭などの問題を生じ、歩行者や地域住民に迷惑をかけているということが、屋台の望ましくない面として現実に存在している。前述のアンケートで、約9割もの市民が、屋台には問題点がある、と回答していることからそのことがわかる。

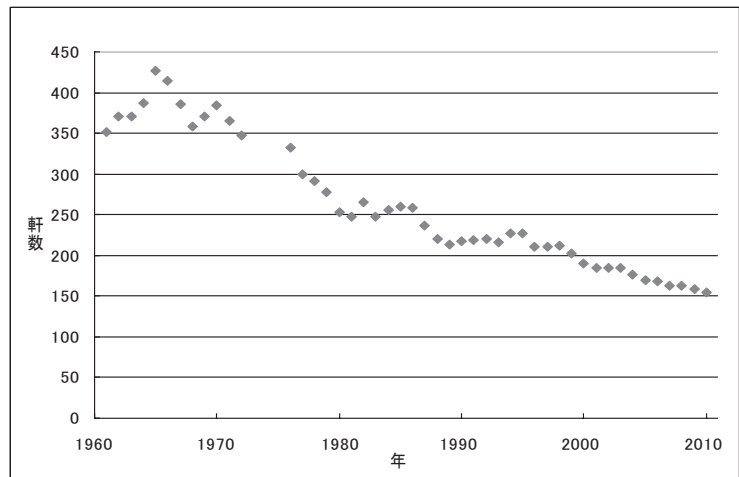
### 3 条例制定に至った背景と経緯

こうした様々な側面を持つ屋台は、大きく分けて2つの課題に直面していた。

1つは、屋台の数は年々減少しており、将来的にはなくなってしまう、ということである。実際、ピーク時には400軒を超えていた屋台が、現在は約135軒にまでなってしまうている。

その背景として、屋台には「原則一代限り」と言われる取扱いがあった。これは、道路や公園などの公共空間に存在する屋台は、その営業場所に関する許可（道路占用許可又は公園内行為許可等）を受けているが、その許可については、原則として承継や新規参入は認められず、現営業者の一代に限り許可を認め

福岡市の屋台軒数の推移



※食品衛生法に基づく営業許可を行っている軒数

るといえるものである（例外的に現営業者と生計を一にする親族等への承継に限り認められてきた）。

福岡の屋台は、これまで長い間営業してきており、それが現実として屋台営業者の生活の糧となってきたという点等に注目して、社会慣習性が有する存在として許可が認められてきた。しかし、承継や新規参入を行えば、その社会慣習性は途切れるため許可は認められない、というのが「原則一代限り」の基本

的な考え方である。福岡市が平成12年に屋台営業に関する基本的なルールなどを定めた屋台指導要綱（平成12年福岡市告示第119号。以下「要綱」という。）にもこの取扱いを明記しており、これにより屋台は減少の一途を辿っていた。なお、道路上の屋台営業に関しては、平成7年に、福岡県警としても新規参入は認めない、との取扱いを明確にしているところである。

もう1つは、ルールを遵守しない屋台営業者の存在である。要綱には、「原則一代限り」のほかにも、屋台の規格や営業時間など、屋台営業に当たって必要な許可の基準や条件などを道路法（昭和27年法律第180号）等に基づき定めていた。しかし、それらのルールを遵守しない屋台営業者が実際に多く存在し、また、行政としても、そのような屋台営業者に対して許可の取消等の厳しい対応をとれてこなかったことにより、地域環境の悪化などの事態が生じてしまったのである。

そこで、これらの課題も含め、今後の屋台のあり方について改めて総合的に検討するために、福岡市は、平成23年7月、総務企画局企画調整部に屋台施策の担当課長（いわゆる「屋台課長」）を置くとともに、同年9月には第三者委員会である「屋台との共生のあり方研究会」（会長・鳥越俊太郎氏、以下「研究会」

という。)を設置し、屋台の今後のあり方について議論を重ねた。この研究会は、①広く市民に公開しながら議論を進めるために、傍聴を自由にするとともに、インターネットを用いてリアルタイムで会議の配信を行ったこと、②様々な観点から議論するために、市民や学識経験者のほか、地域住民や屋台営業者などのいわば利害関係者も委員として議論に参加したこと、という2つの特徴を有していた。

平成24年4月には研究会から提言書が示され、今後の福岡市の屋台施策の4つの方向性として、①屋台営業者や行政に対する不信感の払拭、②観光資源としての屋台の活用、③公共空間における「都市の装置」としての自覚と責任、④福岡のまちと屋台の共生、が掲げられた。また、特に条例につながる議論としては、条例制定等による更なるルールの明確化や厳格化を行うべきではないかというものや、屋台営業の適正化を前提に、観光資源やまちのにぎわいを生み出す存在としての面を評価し、これまでの社会慣習性ではなく屋台の持つ公益性に着目した新たな許可の仕組み(公募等)を設けてはどうか、などの意見が出された。

その後、福岡市は、この提言書や研究会における議論等を踏まえ、道路、公園、食品、観光など多くの所管にまたがる屋台施策につ

いて、縦割りを排除するため、「屋台共生推進本部」という本部体制をとった上で、具体的な取組を進めてきた。取組に当たっては、まずは適正化に向けた取組として、ルール遵守状況の点数化や指導の強化を行うとともに、それと並行して新たなルールの検討を行ってきた。

そのような中で、将来に向けて屋台を福岡のまちと共生する存在にしていくなめには、研究会の議論にもあったように、許可の根拠を社会慣習性から公益性に切り替える必要があり、そのために、屋台の位置づけ等を条例で明確にすべきとの判断に至った。また、屋台営業に当たっての許可自体は道路法や福岡市公園条例(昭和33年福岡市条例第18号。以下「公園条例」という。)に基づき行われ、その許可の基準や条件については要綱で定められていたが、実際に文書指導や処分などが行われなかったことを踏まえ、基準や条件について条例で定めることにより、その違反に対する措置の根拠の更なる明確化も図ることとした。

そこで、県警等との協議なども含め、条例案作成に向けた検討を行った上で、平成25年3月にはパブリックコメントを実施し、また、地域住民や屋台営業者への説明会を実施すること、市民や関係者等の意見を集約した。

そして、そこで出された意見等を踏まえ、平成25年6月に条例案を議会へ提出し、審議の結果、条例が成立した。

## 4 条例の概要

条例は本則が36条からなり、福岡市の屋台施策に関する事項が総合的に規定されているが、①福岡市における屋台の位置づけを明確にしたこと、②屋台営業に当たっての許可の基準や条件を明確にし、それに違反した場合の処分等についても定めたこと、③屋台の新規参入の仕組みとして公募制をとることとしたこと、などがその主な規定内容である。

第1章(第1条〜第6条)においては、「総則」として、条例の目的や基本理念、そして、福岡市、屋台営業者、利用者それぞれの責務について定めている。具体的には、福岡市における屋台を公益性という観点から明確に位置づけるとともに、条例が研究会での議論等を踏まえたものであることを基本理念において示している。また、それぞれの主体の責務について、個別の規定とは別に総括的に定めることにより、この条例における各主体の役割等についてわかりやすいものになっている。

第2章(第7条〜第16条)においては、道路や公園などの「公共空間における屋台営業」に係る許可の基準や条件、その手続き等につ

いて定めている。要綱との大きな相違点は、①公募において選定された者（以下「屋台営業候補者」という。）について新たな許可を認めることとしたこと、②許可の更新手続きを定め、許可の期間内にその基準や条件に違反したことで、2回以上、警告書による指導等を受けた者については、更新を認めないこととして適正化のための実効性を確保したこと等である。

また、許可を受けた者が屋台に出ず、それ以外の者が屋台に出ている状態（いわゆる「名義貸し」）が生じており、不透明な金銭の授受や屋台営業に対する責任の所在の不明確さ等の問題を生じていたことから、本人営業のルールについても規定している。

なお、許可の条件の細目については規則で定めており、基本的には要綱を踏襲したものととなっているが、屋台の営業範囲や準備開始時間については、屋台営業者からの要望等も踏まえ、一定の緩和を行っている。すなわち、これまでは屋台の営業範囲は間口3m・奥行2.5m以内だったものを、プロパンガスボンベやクーラーボックス等、屋台営業に必要な器材を置くスペースを確保するため、間口5m・奥行3m以内まで認めることとし、また、準備開始時間は午後6時からであったものを、夜間の準備に当たった歩行者の安全

性の確保等の理由から、午後5時からとしている。

また、道路占用料については、福岡市道路占用料徴収条例（昭和28年福岡市条例第44号）において定めるものであるが、国道や公園と市道において、その料金の不均衡が生じている状況を是正するため、道路占用料の値上げを行ったほか、公園条例を改正し、屋台を公園占用許可の対象とし、公園占用料を徴収することとした。

第3章（第17条～第24条）においては、第2章に規定した許可の基準や条件に違反した場合の指導や処分、それらの手続き等について定めている。違反した者に対しては、口頭

又は文書により指導を行うこととしており、6か月以内に2回警告書による指導を受けた場合等には許可の停止、許可の停止を受けてから6か月以内に再び警告書指導に該当する違反をした場合には許可の取消しを行うこととするなど、強制力を伴う措置について具体的に規定している。また、ルールの遵守状況について、定期的に個別の屋台ごとに公表することとしている。これまでも、屋台営業者の意識を高めることを目的として地区ごとに遵守状況を点数化し公表してきたが、その実効性を確保するために、条例で根拠を明確にした上で、個別屋台ごとに点数を公表するこ

ととしたものである。

第4章（第25条～第28条）においては、今回新たに設けた営業者の新規参入の仕組みである公募の手続き等について定めている。公募に当たっては、行政だけで決めるのではなく、市民や学識経験者、市議会議員等からなる屋台選定委員会を設置し、この委員会が公募する場所について市長に意見を述べたり、屋台営業候補者の選定を行ったりすることとしている。なお、公募に係る規定については、まずは条例に基づき屋台営業の適正化を行うという考え方から、まだ施行されておらず、選定基準等の細目については、今後定められることとなる。

第5章（第29条～第32条）においては、「屋台営業に関するその他の事項」として、屋台営業者による自主的な組織である屋台営業者団体や屋台営業者に対する講習会、上下水道等の環境整備について定めている。

第6章（第33条～第36条）においては、その他「雑則」として必要な規定を置いている。

附則においては、条例の施行日を定めるとともに、施行日において許可されている場所が道路の有効幅員の基準を満たさない屋台（以下「再配置対象屋台」という。）についての経過措置等を定めることとしている。

また、条例によりこれまでの屋台施策の考

え方が大きく変わることとなるが、屋台施策がその時々々の社会状況や市民の意見等を踏まえたものとなるよう、施行から5年後に条例の施行状況を勘案し、必要に応じて検討を加えることとしている。

## 5 条例の下りのついでまの取組

3で述べたとおり、条例は平成25年6月議会で成立し、同年9月から施行された。

屋台営業の適正化の観点では、条例成立に伴い、屋台営業者への説明会や個別面談により、新たなルールの周知を図るとともに、巡回指導体制を強化し、必要に応じて警告書等による指導を行ったことで、大きく適正化が図られることとなった。実際、平成26年3月に公表した点数結果では、条例施行直前の平成25年8月に公表した結果と比較して平均点が43・9点（200点満点）上がり、担当課に寄せられる苦情も減少している。

また、屋台の効用活用の観点では、福岡市の事業として、NPOが企画する「福岡市屋台おもてなしプロジェクト」を実施し、屋台営業者自身を中心となって、今後屋台が市民や観光客等に愛される存在となるにはどうすればいいかを議論し、それに賛同する屋台営業者が「おもてなし屋台宣言」を行った。

このように、条例制定から1年足らずでは

あるが、条例制定を契機として、福岡市、屋台営業者などが改めて屋台の意義を意識しながら、それぞれの役割を果たすことで、屋台営業の適正化や効用活用等に向けた取組が進んでいる。

## 6 課題と今後の展望

4で述べたとおり、条例によって一定の成果が出ているが、今後更に取り組んでいくべきいくつかの課題が存在する。

1つ目は、ルール遵守に関するものである。屋台の営業状況は大きく改善したとはいえ、いまだ文書指導の対象となる屋台は存在している。また、条例施行直後には、世間の注目が集まっていることもあり、福岡市や屋台営業者としても意識が高まっていたものと考えられるが、それを維持していくために引き続き条例の周知徹底が必要である。

2つ目は、屋台の公募に関するものである。4で述べたとおり、屋台の公募に関する規定はまだ施行されていない。今後、適正化の状況を踏まえて施行日を規則で定めることとなるが、その前提として、どのような場所などの程度屋台を残していくのか、それに併せて上下水道等の環境整備をどうするか、という点に関して十分な検討が必要となる。

主なものとしては、以上の2点が考えられ

るが、他にも再配置対象屋台への対応やどのように屋台の効用活用を行っていくかなどいくつかの課題があり、引き続き全市的に検討を行っていく必要がある。

## 7 おわりに

近年、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の改正により、道路をにぎわいの空間として活用するような法整備がなされている中、本条例についても、自治体が主体となつて、自治体独自の資源を活用して公共空間をにぎわいあるものとする先進的な事例として、他自治体からも多くの問い合わせが寄せられている。

条例はあくまでも理念やルールを定めたものであり、その趣旨・目的を実現するためには、条例に基づく取組を確実に実施していくなくてはならない。これから屋台が真に市民や観光客から愛される存在となり、福岡のまちを更になぎわいあるものとするためには、行政や屋台営業者はもちろん、場合によっては市民も一緒になって努力を続けていく必要がある。